



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

336	和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム構築及び運用管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(環境管理課).....	1
337	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	4
338	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	4
339	山田ダム土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	4
340	紀の川土地改良区連合の役員の就任	(").....	4
341	海南野上土地改良区の定款変更の認可	(").....	5
342	県営土地改良事業計画の決定	(").....	5
343	森林病虫害等防除法による防除命令の内容	(森林整備課).....	5
344	〃	(").....	6
345	保安林の指定予定の通知	(").....	7
346	保安林の指定	(").....	7
347	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	8
348	保安林の指定施業要件の変更	(").....	8
349	〃	(").....	9
350	〃	(").....	9
351	〃	(").....	9
352	〃	(").....	10
353	〃	(").....	10
354	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	11
355	基本測量の実施	(技術調査課).....	11
356	〃	(").....	12
357	基本測量の終了	(").....	12
358	公共測量の実施	(").....	12
359	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12

○ 人事委員会告示

*4	職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部改正	13
----	---	-------	----

○ 教育委員会告示

2	和歌山県指定文化財の指定	13
---	--------------	-------	----

○ 公告

	入札公告	(環境管理課).....	13
--	------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第336号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共

団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム構築及び運用管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム構築及び運用管理業務

(2) 業務の内容

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム構築及び運用管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和6年4月5日（金）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 仕様書第6章1及び2に掲げる受託者要件及び作業従事者要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア、コ及びサの書類については代表者が、ケの書類については2の(2)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからクまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、個人にあつては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する税（延滞金を含む。）全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

キ 役員調書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあつては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）。）

ケ 2の(2)に定める受託者要件及び作業従事者要件を満たすことを証する書類

コ 作業実施計画書（コンソーシアムにあっては、作業実施計画書（コンソーシアム））

サ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書

- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載され、その業務種類「大分類『6 情報処理』の小分類『2 システム開発・改良・運用・保守』、『4 クラウド等サービス』及び『5 インターネットコンテンツ作成・運用』」のいずれにも登載されている者については、競争入札参加資格名簿に登載されていることがわかる資料の写しの提出をもって、(1)のイからキまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、ウ及びキからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年4月5日（金）から同月22日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、令和6年4月16日（火）午後5時までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 5-A会議室

(2) 日時

令和6年4月12日（金）午後1時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年4月5日（金）から同月22日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵便による入札参加資格申請書類の提出を行う者は、3(1)に定める必要書類を同封の上、書留郵便により令和6年4月22日（月）午後5時までに和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に必着するように送付すること。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

電子メールアドレス e0321002@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和6年5月15日（水）までに郵便により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年5月29日（水）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (4) 説明を求めた者に対しては、令和6年6月3日（月）までに書面により回答するものとする。
 (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第337号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3052200148	ひまり	田辺市下三栖1499-82	保育所等訪問支援	特定非営利活動法人ころん	田辺市下三栖1499-82	令和6.3.31

和歌山県告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012125278	ケアステーションフルール	日高郡由良町江ノ駒29	居宅介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社Fleur	日高郡由良町江ノ駒29	令和6.4.1
			重度訪問介護	特定なし			

和歌山県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、山田ダム土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和6年3月14日退任）

職名 氏 名 住 所
 理事 高山安徳 紀の川市貴志川町岸小野166番地

和歌山県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員（令和6年2月29日就任）

職名 氏 名 住 所
 理事 林久晴 紀の川市上田井967番地

和歌山県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、海南野上土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業下村池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年4月8日から同年5月8日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局農林水産振興部農地課及びかつらぎ町建設課

和歌山県告示第343号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和6年4月25日から同年7月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第344号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和6年4月25日から同年7月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第345号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町福田字東出343の1、344の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

海草郡紀美野町福田字東出343の1・344の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第346号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町富田字角之亟谷1694の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡白浜町富田字角之亟谷1694の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第347号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第352号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第353号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第354号

令和6年和歌山県告示第172号（以下「告示第172号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

辻新

山口裕久

芝幸博

奥美穂子

上野政次郎

南菊太郎

杉尾行久

橋爪乾司

上根義男

奥芳郎

新屋健一

上根才次郎

南志津

上地守平

山口興藏

沖久松

上地音藏

芝亀楠

山口福太郎

田中作市

山口徳太郎

南信一

下浦九平

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第172号のとおり

和歌山県告示第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 基本測量（電子基準点測量）

- 2 作業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、伊都郡かつらぎ町及び高野町、有田郡広川町及び有田川町、日高郡みなべ町及び日高川町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町

和歌山県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和5年7月10日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市及び新宮市並びに西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第358号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間 令和6年2月26日から同年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第359号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3640	紀の川市貴志川町上野山字北畑173番18の一部、173番19の一部、178番1の一部	和歌山市手平四丁目6番70号 国土建設株式会社 代表取締役 瀧敏秀	令和 6.3.14	6.00 6.00	4.27 14.20

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月5日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 人事委員会は、次の各号に掲げる場合には、直ちにその旨を当該採用候補者又は昇任候補者に通知するものとする。 (1)～(4) 略</p> <p>2 人事委員会は、規則第22条の規定により名簿を失効させた場合には、<u>その旨を任命権者に通知するものとする。</u></p>	<p>第6条 人事委員会は、次の各号に掲げる場合には、直ちにその旨を当該採用候補者又は昇任候補者に通知するものとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>規則第22条の規定により名簿を失効させた場合</u></p> <p>2 <u>前項第5号の場合</u>は、同時にその旨を任命権者に通知するものとする。</p>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、令和6年3月4日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

令和6年4月5日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

(有形文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
有形文化財（建造物）	金輪塔 1基	伊都郡高野町大字高野山689番地	宗教法人金剛峯寺	伊都郡高野町大字高野山132番地
有形文化財（建造物）	女人堂 1棟	伊都郡高野町大字高野山709番地	宗教法人金剛峯寺	伊都郡高野町大字高野山132番地
有形文化財（工芸品）	彩絵檜扇 1握	和歌山市吹上一丁目4-14（和歌山県立博物館）	宗教法人熊野速玉大社	新宮市新宮1番地

(民俗文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
有形民俗文化財	細川の傘鉾祭関連用具 5点	伊都郡高野町大字細川826番地（八坂神社）	細川区	伊都郡高野町大字細川

公 告

入札公告

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム構築及び運用管理業務について、次のとおり一般競

争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年4月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度から令和11年度まで

(2) 調達業務の名称

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム構築及び運用管理業務

(3) 調達業務の内容

仕様書及び入札説明書による。

(4) 業務の期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和6年和歌山県告示第336号に規定する和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム構築及び運用管理業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(2) 期間

令和6年4月5日（金）から同年5月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和6年4月16日（火）午後5時までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 5-A会議室

(2) 日時

令和6年4月12日（金）午後1時30分

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 5-A会議室

イ 日時

令和6年5月16日（木）午後1時30分

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1) のアに同じ

イ 日時

(1) のイに同じ

(3) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(4) 郵便による入札書の提出をおこなう者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、簡易書留により令和6年5月16日（木）午前9時30分までに和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこの項目に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

電子メールアドレス e0321002@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction, operation and maintenance of Wakayama Prefecture air quality monitoring system

- (2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 16 May 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 16 May 2024)

(3) Contact point for the notice :

Environmental Management Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2683

FAX 073-441-2689

e-mail e0321002@pref.wakayama.lg.jp